

## 行政相談委員が委嘱されました

当町担当の行政相談委員流田郁生さんが、平成23年4月1日付けで総務大臣から引き続き再委嘱されましたのでお知らせします。

役所等の仕事について、苦情や意見・要望がある方は、行政相談委員へお気軽にお申出ください。

行政相談委員 流田 郁生(ながれだ いくお) さん  
住 所 大字中村字奥前24-3  
電 話 0884-72-0394

## 住宅用火災警報器等の設置はもうお済ですか

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）  
設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。

### □義務化の背景

- ・住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- ・住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- ・住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

### □設置しなければならない期日

- ・新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- ・既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

### □住宅用火災警報器とは？

- ・煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

### □設置しなければならない箇所

- ・寝室（就寝の用途に供する居室）
- ・寝室へ向かう階段の上端



### 問合せ先

海部消防組合 総務課予防係  
TEL0884-72-0600  
牟岐出張所予防係  
TEL0884-72-0999

### ●悪質な訪問販売等に十分注意してください

- 消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分中止してください。  
消防署では、住宅用火災機器等について訪問販売は一切いたしません。
- ・電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
  - ・AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

## 総務省よりお知らせ

総務省では、地上デジタル放送受信の支援として、市町村民税非課税の世帯に、簡易チューナーを給付いたします。（※既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、本支援の対象外です。）

支援の対象者	NHKと受信契約を結んでいる世帯で、住民票の世帯員全員が非課税の世帯 *NHK放送受信料免除世帯で別のチューナー支援を受けている方は対象外です
支援の内容	簡易なチューナー1台を無償で給付
申し込み期限	平成23年7月24日まで
申し込み方法	世帯の住民票、世帯員全員の非課税の証明を申請書と同封の上、 地デジチューナー支援センターまで送付してください

\*申請書は、地デジチューナー支援センターにご連絡するか、役場に用意してあります。

◆お問い合わせ先 総務省地デジチューナー支援実施センター

TEL0570-023724（ナビダイヤルがご利用できない場合は 043-332-2525）